

8. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

【法第8条第2項第4号ニ】

景観農業振興地域整備計画に定める事項

「景観農業振興地域整備計画」は、景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき区域を定めるものです。

棚田や里山だけでなく、畑作物が織りなす丘陵地の景観、花や果実が四季を彩る果樹地帯の景観なども広く含まれます。

景観農業振興地域整備計画は、総合的な農業振興のための施策の一環として策定するものであるため、市農業・農村振興計画の体系に位置づけ適合させる必要があります。

景観農業振興地域整備計画を策定するに当たっては、関係部署と十分な協議を行い、関係者の合意形成を得た上で、次に示す事項を定めます。

- 対象とする区域
- その区域内における土地の農業上の利用に関する事項
- 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- 農用地などの保全に関する事項

※掲載写真はイメージです。



庭坂から見た梨畑と吾妻連峰
(景観100選 No.1-8)



平田地区の色とりどりの花木群
(景観100選 No.34)



花ももの里と飯坂温泉街
(景観100選 No.49)



水原の集落と一円に広がる田園
(景観100選 No.108)